

## 大津市高齢者運転免許証自主返納等促進助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、運転免許証の自主的な返納等をした高齢者に対し、公共交通機関等の利用に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、高齢者の運転免許証の自主的な返納等を促進し、もって高齢者による自動車の運転に伴う事故の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主返納等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の4第2項の規定により公安委員会から免許の取消しを受け、かつ、次のいずれかに該当する行為をすることをいう。
  - ア 法第106条の3第1項第1号の規定により公安委員会に当該免許に係る運転免許証（法第92条第1項の運転免許証をいう。以下同じ。）を返納すること。
  - イ 当該免許に係る免許情報記録の抹消（法第106条の4第1項第1号の規定による免許情報記録の抹消をいい、同項ただし書の規定により免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。ウにおいて同じ。）を市長に返納することを含む。ウにおいて同じ。）を受けること。
  - ウ 運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、公安委員会に当該免許に係る運転免許証を返納し、かつ、公安委員会から当該免許に係る免許情報記録の抹消を受けること。
- (2) ICカード乗車券 公共交通機関の運賃の支払に使用することができるICカードをいう。
- (3) 指定交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受け、大津市内で営業する法人又は個人であって、前条の目的に賛同したものをいう。
- (4) 指定タクシー等 指定交通事業者がその事業の用に供する自動車をいう。
- (5) 自転車用ヘルメット 自転車の運転者が自転車に乗車する際に着用するためのヘルメットをいう。

### (助成事業の実施)

第3条 本市は、第1条の目的を達成するため、この要綱に定めるところにより、次に掲げる助成事業（以下「助成事業」という。）を行う。

- (1) ICカード乗車券購入等費用助成事業（自主返納等をした者（以下「自主返納者」という。）に対し、ICカード乗車券の購入等に要する費用の一部を助成する事業をいう。以下同じ。）
- (2) タクシー等利用費用助成事業（自主返納者に対し、指定タクシー等の利用に要する費用の一部を助成する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 自転車用ヘルメット購入費用助成事業（自主返納者に対し、自転車用ヘルメットの購入に要する費用を助成する事業をいう。以下同じ。）

### (助成対象者等)

第4条 助成事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する

者とする。

- (1) 第6条第1項、第8条第1項又は第11条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）が属する年度（以下「申請年度」という。）の3月31日において75歳（自転車用ヘルメット購入費用助成事業にあっては、65歳）以上の者であること。
  - (2) 申請年度において、その者が受けている全ての運転免許について自主返納等をした者であること。
  - (3) 申請日において本市に住所を有する者であること。
  - (4) 市税及びその延滞金等を滞納していない者であること。
  - (5) 過去にこの要綱による助成を受けたことがない者であること。
- 2 前条各号に掲げるいずれかの事業による助成の決定を受けた者は、当該各号に掲げる他の事業による助成を受けることができない。

（ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業）

第5条 ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業による助成は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金（以下この条及び次条において「助成金」という。）を交付して行うものとする。

- 2 助成金の交付の対象となる費用は、ＩＣカード乗車券の購入及び入金に要する費用とする。
- 3 助成金の額は、助成対象者が自主返納等をした日から申請日までの間におけるＩＣカード乗車券の購入及びＩＣカード乗車券への入金に要した額に相当する額とし、6,000円を上限とする。
- 4 助成金の交付は、一の助成対象者につき1回限りとする。

第6条 助成金の交付について、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下この条において「交付申請書」という。）とする。

- 2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 取消通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。以下同じ。）の写し
  - (2) 当該申請をした者が本人であることを確認できる書類の写し
  - (3) ＩＣカード乗車券を購入し、及びＩＣカード乗車券に入金した事実並びにその額を明らかにする書類（自己が既に保有するＩＣカード乗車券に入金した場合にあっては、ＩＣカード乗車券に入金した事実及びその額を明らかにする書類）
  - (4) 助成金の振込先口座を確認できる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 助成金の交付に係る規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。
- 4 助成金の交付に係る規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 5 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 6 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、第3項の規定により通知した額で確定す

るものとする。

7 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとする。

8 助成金の交付に係る規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

9 助成金の交付に係る規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ＩＣカード乗車券購入等費用助成事業助成金返還通知書（様式第5号）により行うものとする。

（タクシー等利用費用助成事業）

第7条 タクシー等利用費用助成事業による助成は、公共交通共通乗車券（様式第6号。以下「共通乗車券」という。）を交付して行う。

2 共通乗車券は、助成対象者1人につき、60枚交付する。

3 共通乗車券は、1枚につき指定タクシー等の料金のうち100円の助成を受けることができるものとする。

第8条 タクシー等利用費用助成事業による助成を受けようとする者は、大津市公共交通共通乗車券交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 取消通知書の写し

(2) 当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が本人であることを確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、共通乗車券の交付の可否について審査するものとする。

3 市長は、前項の審査により共通乗車券を交付することと決定したときは大津市公共交通共通乗車券交付決定通知書（様式第8号）により、交付しないことと決定したときは大津市公共交通共通乗車券交付棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により共通乗車券の交付を決定したときは、申請者に共通乗車券を交付するものとする。

5 共通乗車券の交付は、一の助成対象者につき1回限りとする。

6 共通乗車券の有効期限は、交付年度の3月末日までとする。

7 共通乗車券は、前条第3項に規定する額未満の対価のために使用してはならない。

第9条 共通乗車券を受領した指定交通事業者は、共通乗車券を月ごとに取りまとめ、公共交通共通乗車券利用料金請求書（様式第10号）に当該月に受領した共通乗車券を添えて、受領した日の属する月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、当該共通乗車券の交付を受けた者（次項において「利用者」という。）に代わり、当該指定交通事業者に対し、共通乗車券による利用料金相当額を支払うものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し助成したものとみなす。

（自転車用ヘルメット購入費用助成事業）

第10条 自転車用ヘルメット購入費用助成事業による助成は、自転車用ヘルメットを交付して行う。

第 11 条 自転車用ヘルメット購入費用助成事業による助成を受けようとする者は、大津市自転車用ヘルメット交付申請書（様式第 11 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 取消通知書の写し

(2) 当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が本人であることを確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、自転車用ヘルメットの交付の可否について審査するものとする。

3 市長は、前項の審査により自転車用ヘルメットを交付することと決定したときは大津市自転車用ヘルメット交付決定通知書（様式第 12 号）により、交付しないことと決定したときは大津市自転車用ヘルメット交付棄却（却下）決定通知書（様式第 13 号）により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により自転車用ヘルメットの交付を決定したときは、申請者に自転車用ヘルメットを交付するものとする。

5 自転車用ヘルメットの交付は、一の助成対象者につき 1 回限りとする。

6 第 4 項の規定による自転車用ヘルメットの交付があったときは、当該申請者に対し助成したものとみなす。

（不正使用に対する措置）

第 12 条 市長は、共通乗車券又は自転車用ヘルメットの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、共通乗車券の全部若しくは一部若しくは自転車用ヘルメットの返還を命じ、又は既に助成した金額に相当する金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき。

(2) 他の者に共通乗車券又は自転車用ヘルメットを譲渡し、又は利用させたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に自主返納をした者について適用する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。